答申書

第１　審査会の結論

平成31年２月20日付けの平成30年度の固定資産税及び都市計画税の価格決定（修正）及び税額更正処分（平成26年度から平成30年度までの課税分）に対する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）上の審査請求の要件を欠き不適法であるから、法第45条第１項の規定により却下されるべきである。

第２　審査関係人の主張の要旨

　１　審査請求人の主張

⑴　十和田市長が審査請求人に対して送付した平成31年２月20日付けの本件価格修正及び本件税額更正の通知書には、原因や途中経過などが明記されておらず、理由などの内容が不透明である。

⑵　よって、当該通知書による処分は不当であり、課税標準額などの根拠を分かりやすく明確にした記載に残る説明を求める。

　２　処分庁の主張

　審査請求人には、本件価格修正及び本件税額更正について、７回にわたり書面により説明を行っているうえ、固定資産の評価並びに固定資産税及び都市計画税の税額の算出は、地方税法、固定資産評価基準、固定資産（土地）評価事務取扱要領、十和田市税条例（平成17年十和田市条例第56号）及び十和田市都市計画税条例（平成17年十和田市条例第61号）に基づいて行われているから、審査請求人に対する本件価格修正及び本件税額更正には、違法又は不当な点は存在しない。

第３　審理員意見書の要旨

　　行政不服審査法上、審査請求の対象は、行政庁の処分すなわち「行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為」（同法第１条第２項）とされている。

　　行政庁の処分の意義について、判例では「行政庁の処分とは、所論のごとく行政庁の法令に基づく行為のすべてを意味するものではなく、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの」であることが示されている（最高裁判所第一小法廷昭和39年10月29日判決）。

　　本件審査請求において審査請求人が求める「記載に残る説明」は、審査請求人の権利義務を形成しまたはその範囲を確定するものでもなければ、法律上認められているものでもないから、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為には該当しない。

　　すなわち、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為には該当しない。したがって、本件審査請求は却下されるべきである。

第４　調査審議の経過

　令和３年３月31日　諮問書の受理

　令和３年12月24日　第１回調査審議

令和４年２月15日　第２回調査審議

第５　審査会の判断の理由

行政不服審査法上、審査請求の対象は、行政庁の処分すなわち「行政庁の処分その

他の公権力の行使に当たる行為」（同法第１条第２項）とされている。行政庁の処分の意義について、大田区ゴミ焼却場事件（最判昭和39.10.29民集18巻８号1809頁）では、「行政庁の処分とは、所論のごとく行政庁の法令に基づく行為のすべてを意味するものではなく、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの」という基準を示している。

本件審査請求において審査請求人が求める「記載に残る説明」は、そもそも行政に

おいて対応すべき法令上の根拠を欠くうえ、「説明」によって審査請求人の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものではないことから、最高裁の示した基準「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」には該当しない。

　また、行政不服審査手続とは、上述した「行政庁の処分」に関する不服申立てである。すなわち、既になされた行政庁の処分に関して違法ないし不当な点があるとして行われる不服申立てである。審査請求人による請求内容は、過去に行われた行政庁の処分に対して「記載に残る説明」という作為を求めるものであって、この意味においても、審査請求の対象足り得ない。

　よって、本審査会は「第１　審査会の結論」のとおり答申する。

　　令和４年２月28日

十和田市行政不服審査会

会長　花　生　耕　子

委員　戸　来　　亮

委員　中　居　雅　俊